

財務諸表に対する注記(法人全体用)

1、継続事業の前提に関する注記

該当なし

2、重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

(2)固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっている。

②無形固定資産

定額法によっている。

(3)引当金の計上基準

①退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当法人の負担する独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部の掛け金相当額を計している。

(4)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

3、重要な会計方針の変更

当期(平成27年度)より、新会計基準により会計処理及び財務諸表等の作成を行っている。

4、法人が採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部の退職共済制度に加入している。

5、法人が作成する財務諸表と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下の通りになっている。

(1)法人全体の財務諸表

第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式

(2)事業区分別内訳表

第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式

当法人では、拠点区分が1つのため作成していない。

(3)拠点区分別内訳表

第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式

当法人では、拠点区分が1つのため作成していない。

6、基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額が以下のとおりである

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	79,320,000			79,320,000
建物	872,368,628		43,909,899	828,458,729
定期預金				
投資有価証券				
合計	951,688,628	0	43,909,899	907,778,729

7、会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8、担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。